

京都府立婦人教育会館のあり方について（案）

平成20年11月17日
社 会 教 育 課

京都府立婦人教育会館のあり方については、府社会教育委員会議からの「まとめ」を踏まえ、長岡京市と調整を進めるとともに、次年度から女性教育と総称を変更し推進することとして方針を検討しておりますが、現在までの概要を御報告いたします。

記

1 府社会教育委員会議「まとめ」の概要（平成20年3月提出）

【府立婦人教育会館のあり方】

- ◆ 広域的な行政を推進する役割を担う府の立場として、存続させる必要性は乏しく、廃止を含めて検討する必要がある。
- ◆ 検討に当たっては、利用者への丁寧な説明を行うとともに、土地の無償提供者である長岡京市とも十分協議し、現施設の有効利用という観点も踏まえ、幅広く検討されることを期待する。

【今後の婦人（女性）教育のあり方】

- ◆ 婦人教育という総称を女性教育（女性のための教育）と変更
- ◆ 女性教育担当者や女性団体等のための研修活動を充実し、府内全域で後退しないよう配慮するとともに、市町村等関係機関と連携協力し、身近な地域での講座開催を要望する。

2 方針（案）

(1) 府立婦人教育会館のあり方

ア 府立の教育機関としては廃止

有効利用の観点から土地の無償提供者であり、建物の活用希望があった長岡京市に無償譲渡する。

イ 廃止時期（予定）

平成21年9月30日（平成21年10月1日付譲渡）

ウ 長岡京市における活用方針

公的施設として活用を検討中

(2) 女性教育の推進

平成21年度から婦人教育という総称を女性教育に変更し、各教育局、市町村教育委員会のほか、知事部局や府男女共同参画センターとも連携・協力し、一層の充実を図りながら、府教育委員会において引き続き取り組む。

3 今後の日程（予定）

平成20年11月下旬～ …利用者説明会（方針（案）の説明）

平成20年12月議会 …文教常任委員会（方針（案）の報告）

平成21年 3月 …府教育委員会（方針の決定）

（上記決定があれば、平成21年 6月議会 …条例廃止の議案提出）

京都府立婦人教育会館のあり方について（案）

平成20年11月17日

1 検討までの経過

(1) 府監査委員要望意見 <平成17年12月>

府南部地域には、府立婦人教育会館と機能面が同種の施設が集中しており、婦人教育会館の名称、機能を含めて、あり方を検討されたい。

(2) 府社会教育委員会議で検討・まとめの提出 <平成20年3月>

1 今後の府立婦人教育会館のあり方

- ◆ 広域的な行政を推進する役割を担う府の立場として、存続させる必要性は乏しく廃止を含めて検討する必要がある。
- ◆ 検討に当たっては、利用者への丁寧な説明を行うとともに、土地の無償提供者である長岡京市とも十分協議する必要がある。その際、現施設の有効利用という観点も十分踏まえ、幅広く検討されることを期待する。

2 今後の婦人（女性）教育のあり方

- ◆ 婦人教育という総称を女性教育（女性のための教育）と変更
- ◆ 会館が果たしてきた役割を十分認識し、女性教育担当者や女性団体等のための研修活動を一層充実し、府内全域で後退しないように配慮するとともに、市町村や関係機関と連携・協力し、身近な地域での講座開催などを要望

◇ 社会教育委員会議検討経過

第1回 平成19年 8月28日

第2回 平成19年11月27日

第3回 平成20年 2月 7日

◇ 婦人教育会館利用者意見聴取

第1回 平成19年10月23日

第2回 平成19年11月 8日

2 府立婦人教育会館の現状等に対する考え方

(1) 婦人教育会館設置の経過

ア 設置年度

昭和57年に長岡京市から土地の提供を受け設置

（昭和56年12月：女性問題に関する第1次行動計画「婦人の地位の向上と福祉の増進を図る京都府行動計画」（昭和57年～昭和61年）策定、計画期間の初年度に設置）

イ 設置の趣旨

婦人教育関係者に対し、婦人教育に関する各種の研修、交流、情報収集及び提供等を行う、広域的な婦人教育の振興を図ることを目的として設置

(2) 婦人教育会館の現状等

ア 女性教育関連施設

府内の公立女性教育関連施設は、昭和57年当時、婦人教育会館のみが設置されているだけであったが、男女共同参画基本法施行（平成11年）後は、府内各地に設置された。（表1 参考）

京都府においては、平成8年度に京都府女性総合センター（現京都府男女共同参画センター）を設置しており、平成17年度には婦人教育会館の設置場所である長岡京市においても「長岡京市女性交流支援センター」が設置されるなど、昭和57年当時とは状況が大きく変化した。

◆ 表1 府内公立女性教育関連施設の状況（平成20年4月現在）

設置者	施設名	設置年度
京都府	京都府立婦人教育会館	昭和57年
井手町	井手町婦人研修センター	昭和63年
南丹市	南丹市園部女性の館	平成5年
京都市	京都市男女共同参画センター	平成6年
京都府	京都府男女共同参画センター	平成8年
綾部市	綾部市女性センター	平成10年
舞鶴市	舞鶴市女性センター	平成13年
福知山市	福知山市女性活動支援ルーム	平成14年
宇治市	宇治市男女共同参画支援センター	平成15年
長岡京市	長岡京市総合交流センター（ハート） 「女性交流支援センター」	平成17年
城陽市	城陽市男女共同参画支援センター	平成18年
京田辺市	京田辺市女性交流支援ルーム	平成18年
京丹後市	京丹後市女性センター	平成19年

イ 主催講座

婦人教育会館は、女性が自立した社会参画を進めていくための研修講座の提供や、社会情勢の変化に伴い、多様化・高度化する学習ニーズや生涯学習社会の進展等の新たな状況に対応した主催講座を実施している。

主催講座の参加者の状況は、表2のとおり7割以上が乙訓地域の参加者であり、年々その割合が高くなっている。

◆ 表2 婦人教育会館主催講座参加状況

		17年度	18年度	19年度
乙 訓	人 数 (人)	1,329	1,205	1,518
	割 合 (%)	74.2	76.8	78.9
他の市町	人 数 (人)	462	364	407
	割 合 (%)	25.8	23.2	21.1
合 計	人 数 (人)	1,791	1,569	1,925
	割 合 (%)	100.0	100.0	100.0

ウ 館外講座

館外での講座の実施時には、開催地近辺の参加者の占める割合が高いことから、府内各地での講座開催が求められていると推測でき、府民の身近な地域で講座が開催できるように、府内の女性関連施設との連携を図る必要がある。

◆ 表3 館外講座参加状況

		16年度	17年度	18年度	19年度
		山城、南丹、中丹、丹後で開催	京都市内、中丹で開催	乙訓で開催	乙訓で開催
乙 訓	人数 (人)	30	26	82	152
	割合 (%)	7.2	14.3	66.1	81.7
他の市町	人数 (人)	384	156	42	34
		京都 8 山城 65 亀岡以北 280 その他 31	京都 37 山城 15 亀岡以北 93 その他 11	山城 20 亀岡以北 22	京都 23 山城 7 亀岡以北 2 その他 2
	割合 (%)	92.8	85.7	33.9	18.3
合 計	人数 (人)	414	182	124	186
	割合 (%)	100.0	100.0	100.0	100.0

エ サークルの状況

婦人教育会館は、主催事業の実施のほかにも交流の場の提供を行っており、指導者の育成やサークル活動の振興を図った結果、婦人教育会館を拠点として様々なサークル活動が行われており、昭和58年度の会館利用サークル数は、13サークルであったが、平成20年度は124サークルが登録されている。（表4参考）

サークルでの利用者の多数は乙訓地域の方であり、地元を中心に利用されているのが実態であるとともに、サークルによっては、男性の会員も含まれており、各市町村の公民館等と同様の利用の状況がみられる。

（表5参考）

また、乙訓地域の生涯学習施設等は、表6にあるように、多数設置されている。

◆ 表4 婦人教育会館サークル利用状況

		17年度		18年度		19年度		20年度	
		サークル数	会員数	サークル数	会員数	サークル数	会員数	サークル数	会員数
乙訓管内	向日市	12	345	10	189	8	175	7	125
	割合(%)	12.1	16.9	9.6	9.0	6.8	7.3	5.7	5.0
	長岡京市	64	1,275	68	1,396	75	1,522	77	1,517
	割合(%)	64.7	62.3	65.4	66.7	64.1	63.2	62.1	60.3
	大山崎町	3	39	4	59	6	87	6	87
	割合(%)	3.0	1.9	3.8	2.8	5.1	3.6	4.8	3.4
	小計	79	1,659	82	1,644	89	1,784	90	1,729
	割合(%)	79.8	81.1	78.8	78.5	76.1	74.1	72.6	68.7
他の市町		20	386	22	451	28	623	34	788
割合(%)		20.2	18.9	21.2	21.5	23.9	25.9	27.4	31.3
計		99	2,045	104	2,095	117	2,407	124	2,517
割合(%)		100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

※ 1 サークル届出者の住所で整理

2 サークル数には休会を含む

◆ 表5 利用の男女別割合

		17年度		18年度		19年度	
		男	女	男	女	男	女
主催事業	人数(人)	474	1,499	401	1,292	541	1,570
	割合(%)	24.0	76.0	23.7	76.3	25.6	74.4
サークル	人数(人)	10,779	34,816	10,323	33,463	9,082	30,908
	割合(%)	23.6	76.4	23.6	76.4	22.7	77.3
合 計	人数(人)	11,253	36,315	10,724	34,755	9,623	32,478
	割合(%)	23.7	76.3	23.6	76.4	22.9	77.1

※ 主催講座は館外講座を含む。

◆ 表6 乙訓地域生涯学習施設

施 設 名		面 積	施 設 名		面 積
向 日 市	市民会館	2,920 m ²	長岡 京市	中央公民館	3,472 m ²
	中央公民館			中央生涯学習センター	※
	寺戸公民館	479 m ²	大山 崎町	中央公民館	2,438 m ²
	物集女公民館	534 m ²			
	上植野公民館	567 m ²			
	鶏冠井公民館	414 m ²			
	森本公民館	463 m ²			

※ 中央生涯学習センター（長岡京市総合交流センター）は複合施設のため面積は不明

3 今後の府立婦人教育会館のあり方の検討について

(1) 府立施設としての役割

地方自治法には、都道府県の事務として、「広域にわたるもの、市町村に関する連絡調整に関するもの及びその規模又は性質において一般の市町村が処理することが適当でないと認められるものを処理するもの」と規定され、さらに、「都道府県及び市町村は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない」と規定されている。（第2条第5項及び第6項）

婦人教育会館は、広域的な婦人教育の振興を図ることを目的として設置し、地域女性リーダーの育成をはじめ、研修講座の実施やサークル活動の場を提供してきた。

設置以来25年が経過し、府内の市町村に女性関連施設が設置されてきた中で、利用の実態は、主催講座参加者及びサークル活動での婦人教育会館利用者の多数が乙訓地域の方であり、その中には、男性の利用も含まれ、年々その傾向は強くなっている。（表2、表4、表5）

また、社会教育委員会議の「まとめ」で指摘されたように、市町村の公民館や生涯学習センターと同種の施設として、乙訓地域を中心に利用されている実態がある。

さらに、乙訓地域には、2市1町とも生涯学習施設等は整備されており（資料6）、生涯学習に関する講座の実施やサークル活動への施設提供は、市町村の大きな役割であり、広域行政を担う府の役割は一定終えたと考えられる。

社会教育委員会議まとめ

府立婦人教育会館は、昭和57年の設置以来、女性が自立し社会参画を進めていくための研修や交流、情報提供、府民の方々に対する生涯学習の機会を提供するための施設として活用されてきた。

会館の設立当時は女性の自主活動の振興を目指したサークル活動の推進や指導者の育成に力を入れるとともに、京都府連合婦人会等の団体等と連携しながら、女性団体の育成に努めたきた。そのため、会館の利用者からは、「サークル活動の拠点として婦人教育会館が必要だ」という意見も多いが、現在の利用の実態は市町村の公民館や生涯学習センターと同種の生涯学習機能を果たす施設としての男女の利用が多く見受けられ、府内全域を対象にするというより、乙訓地域の方々の学びの場として利用されている状況にある。

(2) 講座の開催

昭和57年の婦人教育会館設置時は、府内の公立女性教育関連施設としては同会館が唯一のものであったが、現在は、府北部地域から南部地域に至るまで、府内各地に設置され、平成17年度には、長岡京市にも設置された。

府内各地に女性関連施設が整備される前は、婦人教育会館は、拠点としての役割があったが、府内の整備状況をみれば、現在は、住民に身近な施設の利用が可能な状況になっており、府としては、婦人教育会館での研修講座開催にこだわらず、府民の方々が参加しやすいように、市町村教育委員会と連携・協力し、府民の身近な地域で開催することが果たすべき役割であると考ええる。

社会教育委員会議まとめ

また、当会館開設から25年が経過する中、現在は、周辺に同種の施設が設置され、設立当時とは異なる状況がみられる。

社会教育委員会議での協議の場では、このような状況の変化を踏まえ、南北に長い京都府の地理的条件の下で、現在の拠点方式としての婦人教育会館としての役割は終了したので廃止すべきとの意見がある。

(3) 施設の有効利用

府立婦人教育会館は、国の公立社会教育施設補助金を受けて建設したものであるが、10年を経過した建物の財産処分についての要件が緩和され、無償により転用、譲渡等する場合は国庫補助金の返還が免除されることになった。

当該建物は、建設後、既に25年経過しているが、建物としては利用が可能であり、土地の無償提供者である長岡京市が公的施設として活用されるのであれば、現有施設の有効利用という観点から無償譲渡したい。

社会教育委員会議まとめ

これらの意見や京都府監査委員の意見要望を踏まえると広域的な行政を推進する役割を担う府の立場として、婦人教育会館を存続させる必要性は乏しく、廃止を含めて検討する必要がある。

廃止等の検討に当たっては、利用者への丁寧な説明を行うとともに、土地の無償提供者である長岡京市とも十分協議する必要がある。

その際、当該施設が国の公立社会教育施設整備費補助金を受けて建設された建物であることから、現施設の有効利用という観点も十分踏まえ、幅広く検討されることを期待するものである。

(4) 今後の婦人（女性）教育のあり方について

婦人教育会館廃止後の女性教育の振興については、府教育委員会において、従前の女性教育の拠点方式から、住民に身近な市町村において、市町村教育委員会等と十分連携協力して引き続き行う。

女性教育担当者や社会教育を推進する人たちのための研修講座等の実施及び女性のリーダー研修等は、今後も、各教育局、市町村教育委員会のほか知事部局や府男女共同参画センターとも連携し、一層の充実を図る。

社会教育委員会議まとめ

情報資料の収集及び提供、女性団体への支援、広域的な女性教育の振興についても、引き続き取り組む必要がある。

その他の男女共同参画に関する講座の実施やサークル活動の拠点としての施設提供は、現在も、住民に身近な市町村で実施されているが、今後も府の広域的な機能と市町村が持つ機能を連携させて、実施することが望ましい。

また、京都府教育委員会が、女性教育担当者や社会教育を推進する人たちのための研修講座等を実施する際には、南北に長い京都府の特性から、参加しやすい環境を整える必要があり、そのためにも、市町村教育委員会と十分連携・協力し、可能な限り府民の身近な地域で講座が開催されるよう要望する。

併せて、「京都府女性総合センター」とも協調しながら、京都府内の女性教育が一層推進されるよう期待する。

4 まとめ

- ▶ 京都府社会教育委員会議からの「まとめ」を踏まえ検討した結果、府立婦人教育会館は府立の教育機関としての役割を終えたため、廃止する。
廃止の時期は、平成21年9月30日（予定）とする。
- ▶ 現有施設は、土地の無償提供者である長岡京市に平成21年10月1日に無償譲渡し、有効活用を図る。
- ▶ 府の役割としての女性教育の振興は、各教育局、市町村教育委員会のほか知事部局や府男女共同参画センターとも連携・協力し、一層の充実を図りながら、府教育委員会において、引き続き取り組む。

府立婦人教育会館について

1 施設の状況

所 在 地	京都府長岡京市長法寺谷山13-1		
施設の概要	敷 地	4,213㎡（長岡京市からの借用）	
	建 物	RC-2 延 2,054㎡ 大研修室、第1～5研修室（第4研修室にPC20台設置） 音楽・視聴覚研修室、実技研修室（調理実習）、会議室 図書・資料室、託児室等	
開 館	昭和57年6月17日	管 理	京都府婦人教育振興協議会に一部委託

2 設置の趣旨

社会の急激な進展に伴い、生涯教育が問われる状況の中で婦人の生活が大きく変貌し、特に家庭生活の変化により主婦の家事労働が著しく軽減され、余暇が増大し、学習の機会や社会参加が望まれているところから、婦人教育関係者に対し婦人教育に関する各種の研修、交流、情報資料の収集及び提供等を行う、広域的な婦人教育の振興を図ることを目的とする教育機関を設置する。

3 事業（条例第2条）

- (1) 婦人教育関係者の研修に関すること。
- (2) 婦人教育会館の施設を婦人教育に関する交流の用に供すること。
- (3) 婦人教育に関する情報資料の収集及び提供に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、婦人教育の振興に関し必要な事業

4 京都府婦人教育振興協議会について

(1) 目 的

京都府立婦人教育会館の実施する婦人教育への諸活動への援助・協力等により、婦人教育の振興に寄与することを目的とする。

(2) 事 業

- ・ 京都府立婦人教育会館の行う婦人教育諸活動に対する奨励・援助
- ・ 京都府教育委員会と契約に基づく受託業務の実施
- ・ その他目的を達成するために必要な事業

(3) 委託業務

- ・ 婦人教育会館の施設、設備及び物品の維持、保守に関する事務
- ・ 使用料徴収事務